資料3－2
平成24年10月18日
第1回宮城県被災者復興支援会議配付資料

〈仮設住宅入居者の生活支援に関する対応策一覧〉

震災発生　1ヶ月　3ヶ月　6ヶ月　1年　2年　3年　5年　10年

住まいと生活基盤

生活費・生活基盤確保

（被災者の行動）
生活を再建するために生活資金，住居を確保する

- 土木　災害公営住宅の整備
- 入居する高齢者・障害者の生活支援策を併せて検討
- 総務　被災者生活再建支援制度（基礎25月以内，加算85月以内）
- 保福　生活復興支援金
- 保福　義援金配分
- 保福　応急仮設住宅における寒さ対策
- 保福　応急仮設住宅への追い焚き機能追加
- 経商　二重ローン対策
- 経商　宮城県勤労者地震災害特別融資制度

暮らし

生活環境情報入手

環境が変化した生活の中で安心して生活するための情報を取得する

- 震復　必要な情報を入手できる放送・通信環境の確保
- 環生　県民からのがれき・衛生等に関する問い合わせに対応するための電話相談窓口の設置
- 環生　消費生活相談
- 環生　東日本大震災心の相談ホットライン・みやぎ
- 警察　仮設住宅及び避難所の居住者の情報共有
- 警察　警察業務の関連情報の発信（運転免許業務）

生活環境改善

仮設住宅において生活機能が低下しないよう機能維持に努める

- 保福　健康支援事業　－リハビリテーション支援事業

健康維持

仮設住宅生活において心身ともに健康に生活する

- 環生　避難所における食中毒防止対策
- 保福　被災地の診療確保事業（仮設診療所整備）
- 保福　被災者の相談窓口（医療相談）
- 保福　健康支援事業　－歯科保健支援事業
- 保福　健康支援事業　－食生活支援事業
- 保福　健康支援事業　－リハビリテーション支援事業
- 保福　健康支援事業　－特別健診事業
- 保福　薬局整備事業
- 保福　心のケアセンター事業
- 保福　被災児童やその家族等を支援するための相談・援助事業費補助
- 保福　子どもの心のケア推進事業
- 保福　サポートセンター等整備事業
- 保福　地域支え合い体制づくり事業
- 保福　特定健康診査等追加検診支援事業

※通院できる状況の確保→病院の復旧状況，交通手段による）

コミュニティ

良好な生活環境を確保するために仮設団地におけるコミュニティを構築し，また，将来に向けたコミュニティの維持，再構築に取り組む

- 保福　サポートセンター等整備事業
- 保福　地域支え合い体制づくり事業
- 震復　復興活動支援事業
- 環生　新しい公共支援事業（宮城県新しい公共の場づくりのためのモデル事業）
- 環生　新しい公共支援事業（宮城県NPO等支援委託事業）

※娯楽，教養の場の確保

買い物

生活に必要な食料，生活物資などを購入する

- 経商　三井物産・セブンイレブン仮設店舗出店

交通手段

仮設住宅からの通学，通勤，通院，買い物などに交通機関を利用する

- 震復　地方生活バス路線維持活性化事業
- 震復　第三セクター鉄道対策事業（阿武隈急行）
- 震復　離島航路運行維持対策事業

防犯・安心

仮設住宅団地において安心・安全に生活する

- 警察　仮設住宅の安全・安心パトロール活動の推進
- 警察　被災地における高齢者交通事故防止対策

教育　全般

被災世帯の幼児・児童・生徒が就学する

- 教育　県立高等学校及び県立中学校の入学者選抜手数料等の免除
- 教育　県立高校通学手段緊急確保事業
- 教育　教育相談充実事業（緊急スクールカウンセラー等派遣事業）

教育　幼児

- 教育　宮城県被災幼児就園支援事業

教育　児童　生徒

- 教育　被災児童生徒就学支援事業

教育　高校

- 教育　高等学校等育英奨学資金貸付事業
- 教育　高等学校定時制課程及び通信制課程修学資金貸付事業
- 教育　被災生徒奨学資金貸付事業

教育　専修学校

- 教育　被災生徒奨学資金貸付事業

仕事と経済

就業・雇用

震災による離職等から就業復帰する

- 経商　緊急雇用創出事業（震災対応事業）
- 経商　緊急雇用対策訓練（特別コース）
- 経商　被災者等再就職支援対策事業
- 経商　雇用維持対策事業

事業再開

事業再開のための環境を整備・確保する

- 経商　仮設店舗，仮設工場等の整備
- 経商　商店復旧・商業活動再開支援

震災発生　1ヶ月　3ヶ月　6ヶ月　1年　2年　3年　5年　10年